

## 1号様式(第6条関係)

## 審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	介護保険料減免の認定		
根拠法令及び条項	介護保険法第142条、那覇市介護保険条例第13条、 那覇市介護保険規則第16条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	<b>【内容】</b> (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 那覇市介護保険料減免実施要綱 別添のとおり		
審査基準 設定年月日	平成13年2月26日	審査基準 最終変更年月 日	令和8年4月1日
標準処理期間	<input type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間( ) <input checked="" type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第3号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	年 月 日	標準処理期間 最終変更年月 日	年 月 日
所管部署	福祉部 ちゃーがんにゅう課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

## 那覇市介護保険料減免実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、那覇市介護保険条例(平成12年那覇市条例第27号、以下「条例」という。)第13条第1項第1号から第5号まで及び那覇市介護保険規則(平成12年那覇市規則第39号、以下「規則」という。)第16条第1項第1号から第4号までに定める保険料の減免について、必要な事項を定めるものとする。

(減免基準)

第2条 条例第13条第1項第2号から第4号までに規定する著しい収入の減少とは、保険料の賦課期日の属する年の所得見込額が、前年所得額の10分の7以下になる場合をいうものとし、その場合の減額については、当該賦課期日の属する年の世帯の生計を主として維持する者の所得見込額をもとに当該賦課期日の属する年度の保険料率を算定したとしたならば適用されることとなる保険料率の額まで減額するものとする。

2 条例13条第1項第5号に規定するその他特別の事情がある者は、次の各号に定めるものとし、当該者に対する減免の割合は、当該各号に定める割合とする。

(1) 第1号被保険者が条例第6条第1項第2号又は第3号に該当し、かつ、次に掲げる要件をすべて満たした場合 条例第6条第1項第1号に該当するとした場合の保険料額との差額の減額

ア 当該世帯の前年の収入金額の合算額及び保険料の賦課期日の属する年の収入見込額の合算額が、いずれも生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号。以下アにおいて「保護の基準」という。)に定めるところにより本市に適用されることとなる生活扶助基準に係る第1類、第2類(地区別冬季加算額を除く。)、障害者加算((1)及び(2)に掲げる加算に限る。)により算定した額以下となる世帯に属する者であること。この場合においては、平成25年厚生労働省告示第174号による改正前の保護の基準を適用するものとする。

イ 保険料の賦課期日の属する年度分の市町村民税を課されている者と生計を共にしていないこと。

ウ 保険料の賦課期日の属する年度分の市町村民税を課されている者の扶養を受けていないこと。

エ 当該世帯員全員の現金及び預貯金等の合計額が150万円以下であること。

オ 当該世帯員全員が、居住用以外に処分可能な土地及び家屋を所有していないこと。

- (2) 条例第6条第1項第6号から第16号までのいずれかに該当する第1号被保険者が、債務返済等のため居住用財産を譲渡した場合であって、譲渡所得を債務返済等に充てた後の保険料額が、条例第6条第1項第1号から第15号までのいずれかに該当すると認める者 該当するとした場合の保険料額との差額の減額
- (3) 第1号被保険者が破産者となったとき 当該年度分の保険料額を条例第6条第1項第1号相当まで減額
- (4) その他、第1項及び第2項の各号の規定に準ずるものとして市長が認める者 当該各項及び各号の規定に準じて保険料を減額又は免除

(減免の判定)

第3条 前条第2項第4号による減免は、介護保険料減免判定会議(以下「判定会議」という。)の審査を経て行うものとする。

(判定会議の構成等)

第4条 判定会議は、次の者をもって構成し、議長に福祉部のチャーがんじゅう課を担当する副部長、副議長にチャーがんじゅう課長をもって充て、委員に次の者をもって充てる。

チャーがんじゅう課副参事、保険料グループ長、保険料グループ主査、管理グループ長

2 議長は会務を総理し、議長に事故あるとき又は欠けたときは、副議長がその職務を代理する。

3 判定会議は、議長が招集し、委員の過半数の出席をもって成立するものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成13年2月26日から施行し、平成12年10月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成13年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行し、改正後の那覇市介護保険料減免実施要綱の規定は、平成16年度分の介護保険料から適用する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行し、改正後の那覇市介護保険料減免実施要綱の規定は、平成18年度分の介護保険料から適用する。

付 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年6月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の第2条第2項第1号及び第2号の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行し、改正後の那覇市介護保険料減免実施要綱の規定は、令和6年度分の介護保険料から適用する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。  
(東日本大震災に係る保険料の減免の特例)
- 2 東日本大震災に係る保険料の減免申請により、減免が承認された保険料の属する年度の翌年度に賦課された保険料の減免申請について、前年度において当該事由により既に保険料が減免されていたことが明らかに判断できる場合には、条例第13条第2項により申請によらず減免できるものとする。
- 3 当該減免措置については、「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における被保険者等の一部負担金、利用者負担及び保険料(税)の減免措置に対する令和5年度以降の財政支援の取扱いについて」(令和4年4月8日付け復本第680号・保発0408第13号・老発0408第1号・障発0408第5号復興庁統括官・厚生労働省保険局長・老健局長・社会・援護局障害保健福祉部長通知)による介護保険災害臨時特例補助金の財政支援措置の見直しに合わせて見直すこととする。

- (1) 当該減免の見直し対象地域は、平成 29 年 4 月以前に避難指示区域等の指定が解除された地域を対象とし、次の表に掲げる区分に該当するときは、その区分に応じた額まで減額する。

	対象となる被保険者	減免対象の終期	終期における減免対象の額
①	平成 26 年までに避難指示区域等の指定が解除された旧避難指示区域等	令和 5 年度	保険料額に 2 分の 1 を乗じて得た額
②	平成 27 年までに避難指示区域等の指定が解除された旧避難指示区域等	令和 6 年度	
③	平成 28 年までに避難指示区域等の指定が解除された旧避難指示区域等	令和 7 年度	
④	平成 29 年までに避難指示区域等の指定が解除された旧避難指示区域等	令和 8 年度	

(令和 8 年度の保険料の減免の特例)

- 4 令和 8 年度の保険料の算定において、条例付則第 11 条の規定により市民税が課されている者とみなされた第 1 号被保険者であつて、当該第 1 号被保険者、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員に係る令和 7 年度分の地方税法の規定による市民税が非課税のものうち、就労調整により保険料率の定める額に影響を受けたことが公募等により確認でき、条例第 13 条第 1 項第 5 号に規定するその他特別の事情がある者に該当すると認めるものについては、令和 8 年度において引き続き市民税が非課税として判定し、所得段階に応じた保険料率の定める額まで減免するものとする。また、条例第 13 条第 2 項により申請によらず減免するものとする。